

# 労働者の雇用動向等

## 1. 就業者の男女別動向

府内の男性就業者数は250万3,917人、女性就業者数は163万264人（平成12年国勢調査）

### (1) 労働力人口と就業者

平成12年の大阪府における労働力人口（15歳以上人口のうちの就業者と完全失業者の合計）を国勢調査（平成12年）からみると、男性270万8,397人、女性173万7,041人となっている。前回調査の平成7年と比較すると、男性は18万5,081人、率にして6.4%減、女性は2万8,204人、同1.6%減で、男女とも労働力人口は減少した。

また、平成12年の府内の男性就業者数は250万3,917人、女性の就業者数は163万264人であり、平成7年と比較すると、ここ5年の間に男性は約20万人、女性は約4万人減少している（図表2-1）。

### (2) 女性雇用者の職業別動向と産業別動向

府内における女性雇用者数を職業別にみると、事務は昭和40年以降急増し、昭和50年には40.0%となり、その後横ばいで推移している。技能工等は、昭和40年には34.1%と最も比率が高かったが、昭和50年には21.7%と急減し、その後20%前後で推移している。専門技術職は、昭和40年の6.4%から平成7年には14.9%へと倍増している（図表2-2）。

図表2-1 労働力状態の推移（大阪府）

（単位：人・%）

		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	
男女計	15歳以上人口	6,396,661	6,810,316	7,190,549	7,459,820	7,539,399	
	労働力人口	総数	3,941,464	4,197,694	4,424,073	4,658,723	4,445,438
		就業者	3,811,047	4,008,953	4,236,759	4,370,513	4,134,181
		完全失業者	130,417	188,741	187,314	288,210	311,257
	非労働力人口	2,437,932	2,592,990	2,708,724	2,748,014	2,898,325	
	労働力人口率（%）	61.6	61.6	61.5	62.5	59.0	
男性	15歳以上人口	3,135,480	3,331,714	3,510,800	3,634,093	3,654,196	
	労働力人口	総数	2,593,163	2,685,659	2,776,690	2,893,478	2,708,397
		就業者	2,496,831	2,553,385	2,650,278	2,703,793	2,503,917
		完全失業者	96,332	132,274	126,412	189,685	204,480
	非労働力人口	536,078	634,359	698,950	704,868	816,748	
	労働力人口率（%）	82.7	80.6	79.1	79.6	74.1	
女性	15歳以上人口	3,261,181	3,478,602	3,679,749	3,825,727	3,885,203	
	労働力人口	総数	1,348,301	1,512,035	1,647,383	1,765,245	1,737,041
		就業者	1,314,216	1,455,568	1,586,481	1,666,720	1,630,264
		完全失業者	34,085	56,467	60,902	98,525	106,777
	非労働力人口	1,901,854	1,958,631	2,009,774	2,043,146	2,081,577	
	労働力人口率（%）	41.3	43.5	44.8	46.1	44.7	
労働力人口に占める女性の割合	34.2	36.0	37.2	37.9	39.1		

資料：総務省「国勢調査」

（注）昭和50年は15歳以上人口総数及び非労働力人口に、それ以外は15歳以上人口総数に、労働力状態不詳を含む。

図表 2-2 職業別女性雇用者数の推移 (大阪府)

(単位：人、カッコ内は%)

	専門技術職	管理的職種	事務	販売	運輸通信	生産工程等
昭和55年	126,026	12,010	347,179	105,164	8,246	208,080
	(13.7)	(1.3)	(37.7)	(11.4)	(0.9)	(22.6)
60年	156,235	14,318	416,016	125,457	7,210	254,973
	(14.0)	(1.3)	(37.4)	(11.3)	(0.6)	(22.9)
平成2年	175,750	15,543	496,316	154,523	6,217	267,145
	(13.9)	(1.2)	(39.2)	(12.2)	(0.5)	(21.1)
7年	204,303	16,571	521,260	178,762	6,869	269,969
	(14.9)	(1.2)	(37.9)	(13.0)	(0.5)	(19.6)
12年	217,980	12,762	498,101	177,861	5,656	257,048
	(15.8)	(0.9)	(36.0)	(12.9)	(0.4)	(18.6)

	サービス	農林漁業	採掘作業	保安職業	分類不能	総数
昭和55年	109,936	409	7	917	1,949	919,923
	(12.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.2)	(100.0)
60年	125,549	478	2	1,059	11,507	1,112,804
	(11.3)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(1.0)	(100.0)
平成2年	131,785	621	-	1,320	16,336	1,265,556
	(10.4)	(0.0)	-	(0.1)	(1.3)	(100.0)
7年	157,301	733	-	2,102	17,251	1,375,121
	(11.4)	(0.1)	-	(0.2)	(1.3)	(100.0)
12年	182,971	805	-	2,559	27,864	1,383,607
	(13.2)	(0.1)	-	(0.2)	(2.0)	(100.0)

資料：総務省「国勢調査」

(注) 平成2年から、「採掘作業」は「生産工程等」に含まれる。役員を含む。

また、女性雇用者数を産業別にみると、製造業は、昭和55年には27.6%と2番目に比率が高かったが、その後低下し、平成12年は16.4%となっている。一方、サービス業は、昭和55年には27.2%であったのが、平成12年には36.4%へと上昇し、最も高い比率を示している(図表2-3)。

## 2. パートタイム労働者等

週35時間未満の短時間雇用者は全国で1,237万人と前年比1.7%の減  
 大阪のパート新規求人数は2.21倍と前年比0.14ポイント減少

### (1) パートタイム労働者の推移(全国)

わが国のパートタイム労働者の推移を総務省「労働

力調査」における週間就業時間35時間未満の短時間雇用者(非農林業)で見ると、平成16年は、1,237万人(対前年比1.7%減)となった。

雇用者全体に占める割合についても、23.6%と前年(24.1%)を0.5ポイント下回った。

また、短時間雇用者における男女別の構成比をみると、女性69.3%、男性30.7%となっている。

女性の一般雇用者(週間就業時間が35時間以上の者)が増加(対前年比2.6%増)しているのに対し、女性の短時間雇用者は857万人と前年より4万人減少(同0.5%減)している(図表2-4)。

この結果、女性雇用者に占める短時間雇用者の割合は39.9%と前年(40.7%)より0.8ポイント低下した(図表2-5)。

次に、短時間雇用者の企業規模別の状況を見ると、従業員数が1~29人の規模の企業に雇用される割合は

図表 2-3 産業別女性雇用者数の推移（大阪府）

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
総数	919,923(100.0)	1,112,804(100.0)	1,265,556(100.0)	1,375,121(100.0)	1,383,607(100.0)
農業	484(0.1)	585(0.1)	761(0.1)	758(0.1)	798(0.1)
林業	57(0.0)	50(0.0)	48(0.0)	37(0.0)	48(0.0)
漁業	68(0.0)	48(0.0)	70(0.0)	50(0.0)	51(0.0)
鉱業	68(0.0)	59(0.0)	56(0.0)	59(0.0)	86(0.0)
建設業	23,379(2.5)	25,315(2.3)	36,281(2.9)	43,480(3.2)	40,479(2.9)
製造業	253,478(27.6)	295,841(26.6)	307,225(24.3)	272,279(19.8)	226,778(16.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	3,253(0.4)	2,450(0.2)	2,837(0.2)	3,659(0.3)	3,116(0.2)
運輸・通信業	28,127(3.1)	31,445(2.8)	39,905(3.2)	49,894(3.6)	55,143(4.0)
卸売・小売業、飲食店	266,456(29.0)	333,897(30.0)	371,424(29.3)	408,869(29.7)	416,586(30.1)
金融・保険業	63,977(7.0)	67,309(6.0)	78,420(6.2)	77,412(5.6)	64,117(4.6)
不動産業	9,893(1.1)	12,767(1.1)	20,758(1.6)	20,659(1.5)	21,210(1.5)
サービス業	250,163(27.2)	310,050(27.9)	369,775(29.2)	453,256(33.0)	503,464(36.4)
公務	19,042(2.1)	21,291(1.9)	21,245(1.7)	24,000(1.7)	23,287(1.7)

資料：総務省「国勢調査」

(注) 役員を含む

図表 2-4 短時間雇用者数（非農林業）の推移（全国）

(単位：万人、カッコ内は構成比)

	総数	女性	男性
平成12年	1,053	754(71.6%)	298(28.3%)
13年	1,205	829(68.8%)	376(31.2%)
14年	1,211	835(69.0%)	376(31.0%)
15年	1,259	861(68.4%)	397(31.5%)
16年	1,237	857(69.3%)	380(30.7%)
対前年増加率(%)	▲1.7%	▲0.5%	▲4.3%

資料：総務省「労働力調査」

(注) 1. ここに短時間雇用者とは、調査対象週において就業時間が35時間未満であった者をいう（季節的不規則雇用者を含む）。

2. 雇用者数は休業者を除く。

36.6%となっている。これを男女別にみると、女性は38.4%（329万人）と男性の32.1%（122万人）に比べ、中小企業で雇用される者の割合が高い。

## (2) パートタイム労働需給（大阪）

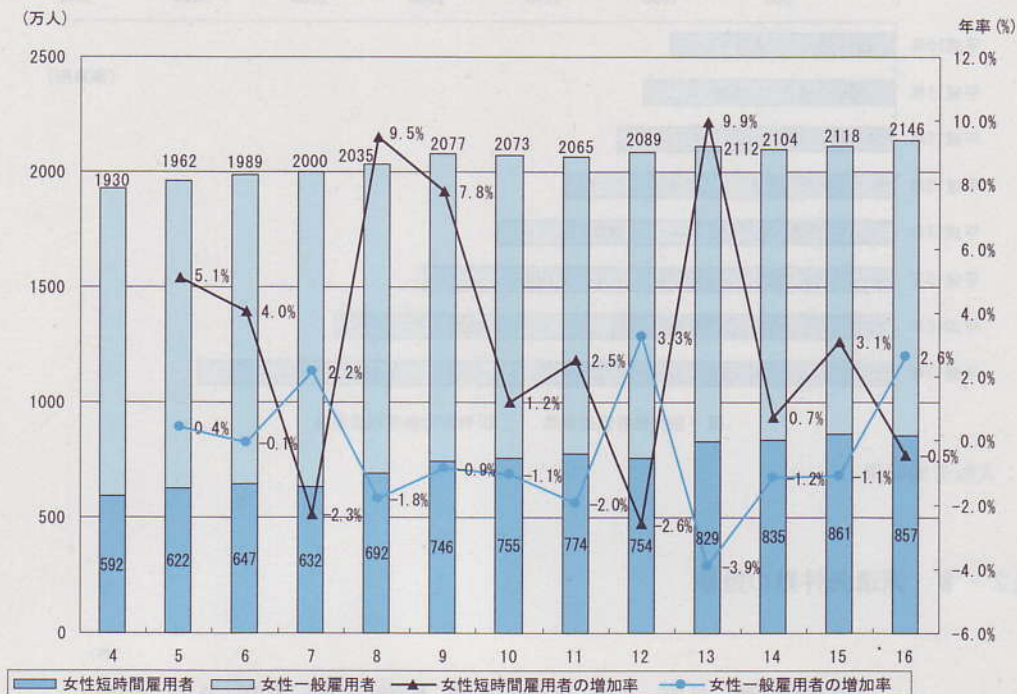
府内のパートタイム労働者の新規求人倍率の推移をみると、平成9年に2.35倍とピークを示した後、いったん低下した。平成12年に2.27倍と上昇に転じた後、2倍を越える求人超過状態が続いている（図表2-6）。

## (3) 労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう。労働者派遣事業を行う場合、厚生労働大臣の許可または厚生労働大臣への届出が必要である。

労働者派遣事業は、派遣労働者の雇用形態により特定労働者派遣事業（常用雇用労働者のみ派遣・届出制）と一般労働者派遣事業（常用雇用労働者以外の労働者

図表 2-5 女性短時間雇用者数及び増加率の推移（非農林業・全国）



資料：総務省「労働力調査」

(注) 1. 雇用者とは、雇われている者（常雇、臨時雇及び日雇）及び会社、団体の役員をいう。ただし休業者は除く。

2. ここに「短時間雇用者」とは、週間就業時間が、35時間未満の者をいう。

3. ここに「一般雇用者」とは、週間就業時間が35時間以上の者をいう。

図表 2-6 パートタイム労働者の新規求人倍率の推移（大阪府・月平均）

区分 年	パートタイム			全 数		
	新規求人数	新規求職申込件数	求人倍率	新規求人数	新規求職申込件数	求人倍率
平成 7 年	7,512	4,502	1.67	28,905	34,447	0.84
8	9,264	4,414	2.10	33,863	33,454	1.01
9	10,168	4,318	2.35	35,571	35,448	1.00
10	9,739	5,318	1.83	31,008	43,414	0.71
11	10,820	5,976	1.81	32,107	45,452	0.71
12	14,151	6,221	2.27	40,300	45,487	0.89
13	14,903	6,309	2.36	41,705	47,486	0.88
14	14,934	7,168	2.08	41,729	52,241	0.80
15	17,560	7,469	2.35	50,513	49,310	1.02
16	19,612	8,868	2.21	58,958	45,079	1.31

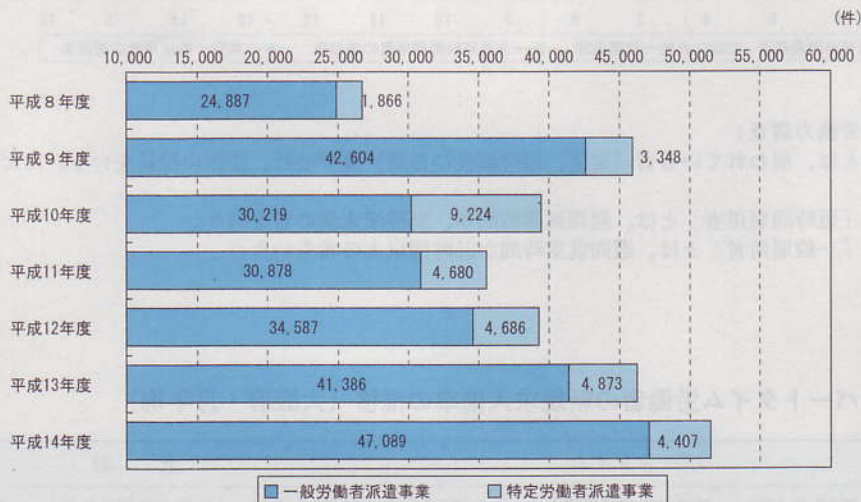
資料出所：大阪労働局「職業安定業務統計」

図表 2-7 派遣元事業所数の推移



資料：大阪労働局調

図表 2-8 派遣先件数の推移



資料：厚生労働省「労働者派遣事業報告集計結果」

のみ又はそれと常用雇用労働者を派遣・許可制)に区別されている。

### ① 派遣元事業所数の推移

許可・届出を受理されている府内派遣元事業所数は、昭和61年の労働者派遣法施行後一貫して増加しており、平成17年3月1日現在2,966事業所となっている。そのうち、一般労働者派遣事業を行う派遣元は1,502事業所、特定労働者派遣事業を行う派遣元は1,464事業所となっている(図表2-7)。

### ② 派遣先件数の推移

厚生労働省の「労働者派遣事業報告集計結果」によ

ると、府内の派遣先件数は、平成14年度は5万1,496件と前年度に引き続き増加している。

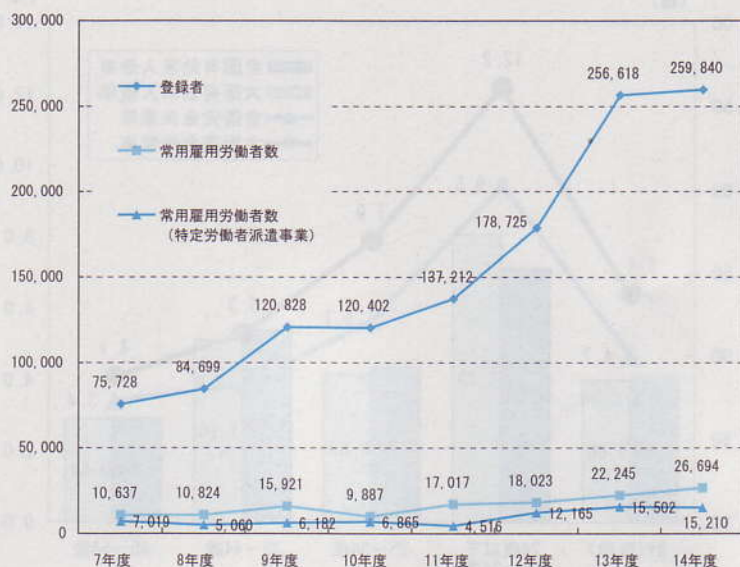
これを事業種類別にみると、一般労働者派遣事業における派遣先は平成14年度には4万7,089件、特定労働者派遣事業における派遣先は4,407件となっている(図表2-8)。

### ③ 派遣労働者数の推移

厚生労働省の「労働者派遣事業報告集計結果」によると、平成14年度の府内の派遣労働者数は30万1,744人となっている。

これを事業種類別にみると、一般労働者派遣事業に

図表 2-9 派遣労働者数の推移



資料：厚生労働省「労働者派遣事業報告集計結果」

における登録者数は、平成14年度には25万9,840人、常用雇用労働者数は2万6,694人で、特定労働者派遣事業における常用雇用労働者数は1万5,210人となっている(図表2-9)。

#### (4) 有料職業紹介事業

有料職業紹介事業とは、職業紹介に関し手数料又は報酬を受けて行う職業紹介事業をいう。

有料職業紹介事業は、職業安定法第32条の11の規定により求職者に紹介してはならないものとされている職業(港湾運送業務に就く職業及び建設業務に就く職業)以外の職業について、厚生労働大臣の許可を受けた場合に行うことができる。

府内の有料職業紹介事業の許可状況をみると、平成17年3月1日現在の有料職業紹介事業の許可事業所数は947件となっている。

### 3. 若年者

若年者の雇用失業情勢は、有効求人倍率が高いが、完全失業率も高いという「雇用のミスマッチ」が生じている。

#### (1) 全体の状況

府内の若年者の雇用失業状況を、有効求人倍率で見ると「24歳以下」で1.73倍(全国1.53倍)、「25~34歳」

で0.89倍(全国0.93倍)と、大阪府の年齢計0.86倍(全国0.88倍)を上回っており、特に「24歳以下」では1倍を越える状況である。

しかし、完全失業率で見ると、「15~24歳」で12.2%(全国9.5%)、「25~34歳」で7.9%(全国5.7%)と、大阪の総数の完全失業率6.4%よりも高い状態にある。

こうした状況から、若年者の雇用失業情勢は依然として厳しいものがあり、その大きな要因として、有効求人倍率が高いが、完全失業率も高いという「雇用のミスマッチ」が顕著になっていることがうかがえる。(図表2-10)

#### (強化される若年者就職支援対策)

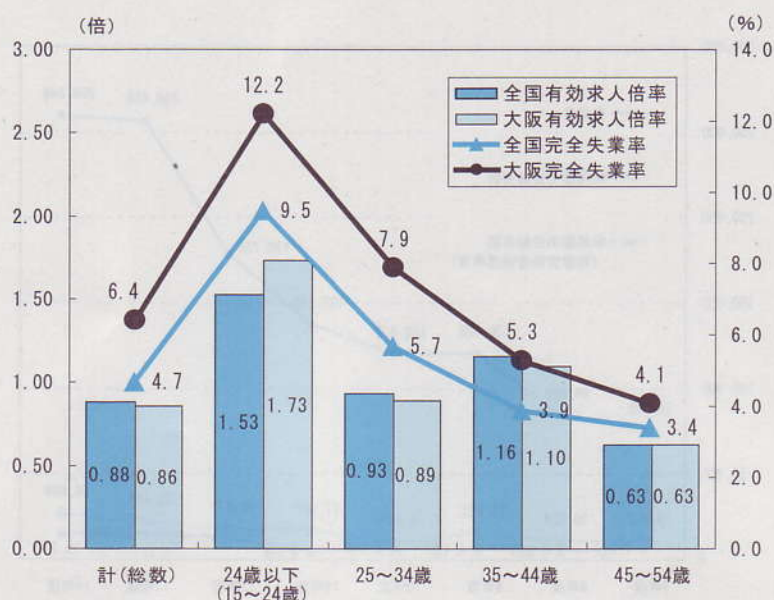
平成15年6月、高い失業率、増加するフリーターなど、若者を取り巻く雇用情勢は極めて厳しい状況にあり、このような状況が続けば、社会不安の増大等深刻な社会問題を惹起しかねないことから、国(内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)が策定した、『若者自立・挑戦プラン』に基づき様々な施策の充実がはかられている。

#### JOBカフェOSAKA

ジョブカフェは、産業界、教育界、地域社会・行政が連携して、若年者が雇用関連サービスを1か所でまとめて受けられる施設。

厚生労働省では「若年者地域連携事業」を43都道府

図表 2-10 年齢階層別完全失業率・有効求人倍率（平成16年）



資料：全国有効求人倍率 厚生労働省「職業安定業務統計」  
 大阪有効求人倍率 大阪労働局「職業安定業務統計」  
 完全失業率 総務省「労働力調査」

注. ( ) は完全失業率の区分

有効求人倍率は、平成16年10月現在

有効求人倍率は、季節調整値。その他は臨時・季節を除く原数値。

県で展開し、内35都道府県でハローワークを併設している。

経済産業省では、15ヵ所をモデル地域(都道府県)に選定して「地域産業活性化人材育成事業」を展開している。

大阪府では、若年者の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、若年者の就職を支援するため、厚生労働省事業を受託するとともに経済産業省のモデル地域の指定を受け、ハローワークを併設した、JOBカフェOSAKAを平成16年(2004年)7月にオープンさせた。

大阪の元気中小企業等産業界と連携した事業や市町村・学校等と連携したデリバリーサービスなど様々な事業を展開している。

拠点であるエル・おおさか2階で、若者が利用しやすいよう、カフェスタイルのカウンセリングコーナーなど開放的な雰囲気の施設で、若者の行動特性に合わせて、開館時間も午前11時から午後8時までで設定し、土日もオープンとし、若手キャリアカウンセラーを配置する等、若者目線でのサービスを展開している。

オープン以降、1日あたり来訪者は200人を超えており、仕事探しのサポート拠点として多くの若者に利用されている。

## ヤングジョブスポットOSAKA

フリーター等若年者が多く集まるミナミ、キタに設置(17年度は東梅田に集約)。フリーター等若年者に対し、(1) 職業、就職支援に関するセミナー及び職場見学等の実施、(2) 職業に関するディスカッション等自主的なグループ活動の支援、(3) インターネット、雑誌、ビデオ等を活用した職業に関する情報の提供、(4) キャリアコンサルティング(職業選択、キャリア形成に関する相談)等を実施。17年度より新規事業としてデリバリーサービスを実施することとしており、すべて無料でサービスを受けることができる。

## 若年者ジョブサポーター

若年者ジョブサポーターは、ハローワークに配置される専門の相談員として、中学、高校を訪問し、生徒に対する早い段階からの職業意識形成支援、就職希望者の把握、就職希望者に対する個別の就職相談から、就職後の定着支援まで、一貫したきめ細やかな就職支援を実施。府内各ハローワークに配置し、平成17年度は特にキャリア探索プログラム(職業セミナー)やジュニア・インターンシップ等の職業意識形成支援の実施に係る取り組みを強化している。